

第1部 環境影響評価に係る事項

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び 対象事業の名称	1
第2章	環境影響評価の目的及び内容	1
第3章	対象事業の目的及び内容	34
第4章	事前配慮の内容	56
第5章	事業予定地及びその周辺地域の概況	61
第6章	対象事業に係る環境影響評価の項目	108

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕郵便局株式会社

〔代表者〕代表取締役会長 古川洽次

〔所在地〕東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

〔事業者名〕名工建設株式会社

〔代表者〕代表取締役社長 増永防夫

〔所在地〕名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JR セントラルタワーズ

〔事業者名〕名古屋鉄道株式会社

〔代表者〕代表取締役社長 山本亜土

〔所在地〕名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

1-2 対象事業の名称及び種類

〔名称〕名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業

〔種類〕大規模建築物の建築

第2章 環境影響評価の目的及び内容

2-1 環境影響評価の目的

「名古屋市環境影響評価条例」（平成10年名古屋市条例第40号）においては、工作物の新設等の事業の実施に際し、あらかじめ環境の保全の見地からの事前配慮及び環境影響評価を行うことにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とするとされている。

本事業は、「名古屋市環境影響評価条例」に定められた対象事業のうち「大規模建築物の建築」に該当するため、この条例に基づいて環境影響評価を実施した。

なお、本環境影響評価準備書は、「名古屋市環境影響評価条例」に基づき、本事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、影響の内容、程度、環境の保全のための措置についての検討結果をとりまとめ、この結果について、市民等の意見及び市長の意見を聞くための準備としてとりまとめたものである。

2-2 環境影響評価の手順

環境影響評価の手続きと環境影響評価準備書の作成手順は、それぞれ図 1-2-1 及び図 1-2-2 に示すとおりである。

(1) 調査

適切に予測及び評価を行うために必要な情報を得ることを目的として、調査を実施した。調査は、本事業において影響を受けると想定される環境要素について、既存資料の収集、現地調査等により行った。

(2) 予測

地域の環境特性及び事業計画に基づき、理論式、類似事例等により推定し、可能な限り定量的に予測した。また、定量的な予測が困難な環境要素については、環境の変化を定性的に明らかにした。

(3) 環境の保全のための措置

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境保全措置を検討した。

事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。

国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

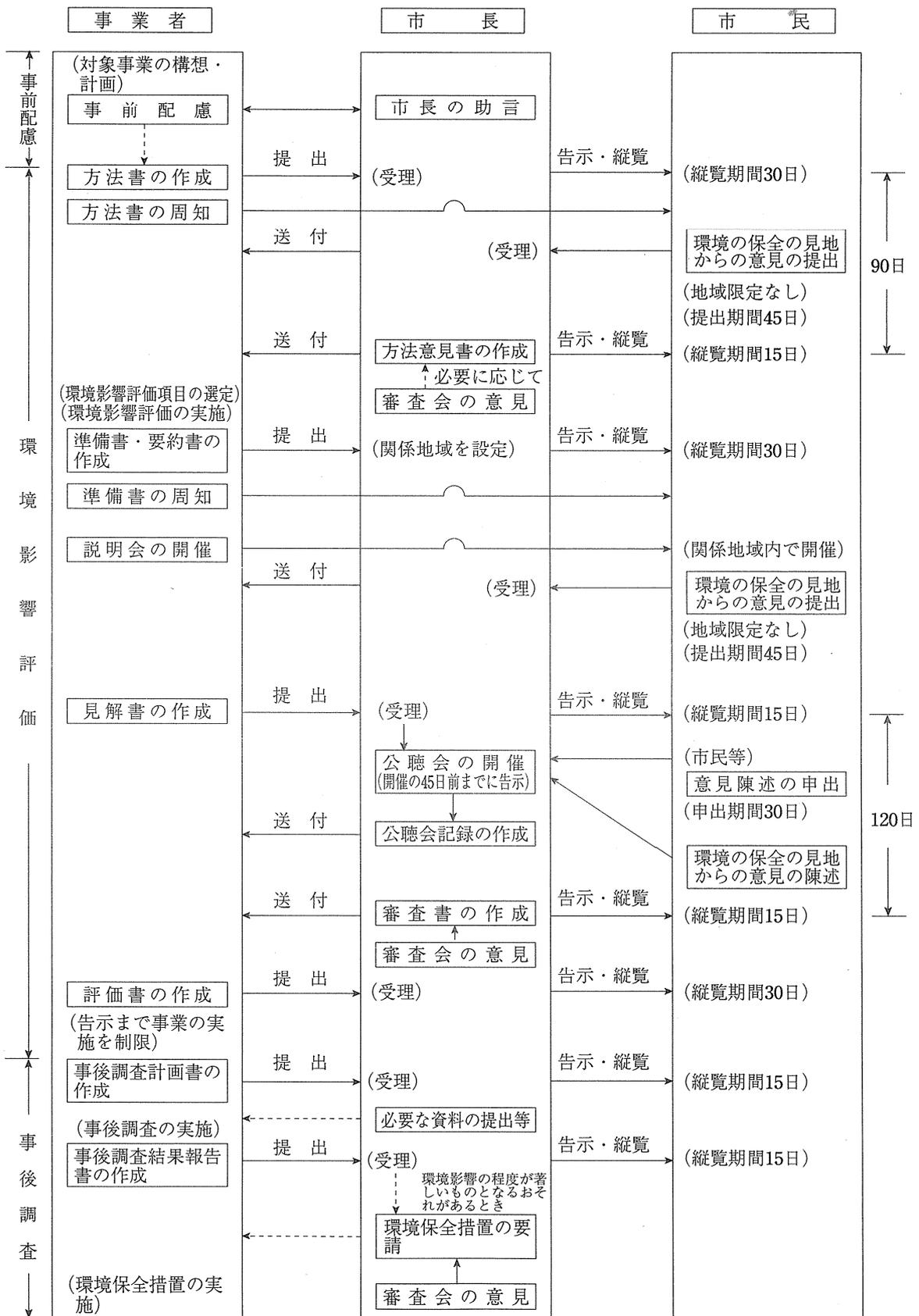
(4) 評価

調査、予測及び環境保全措置の検討結果を踏まえ、次のことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行った。

事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境保全措置について複数案を比較検討することや、最新技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価した。

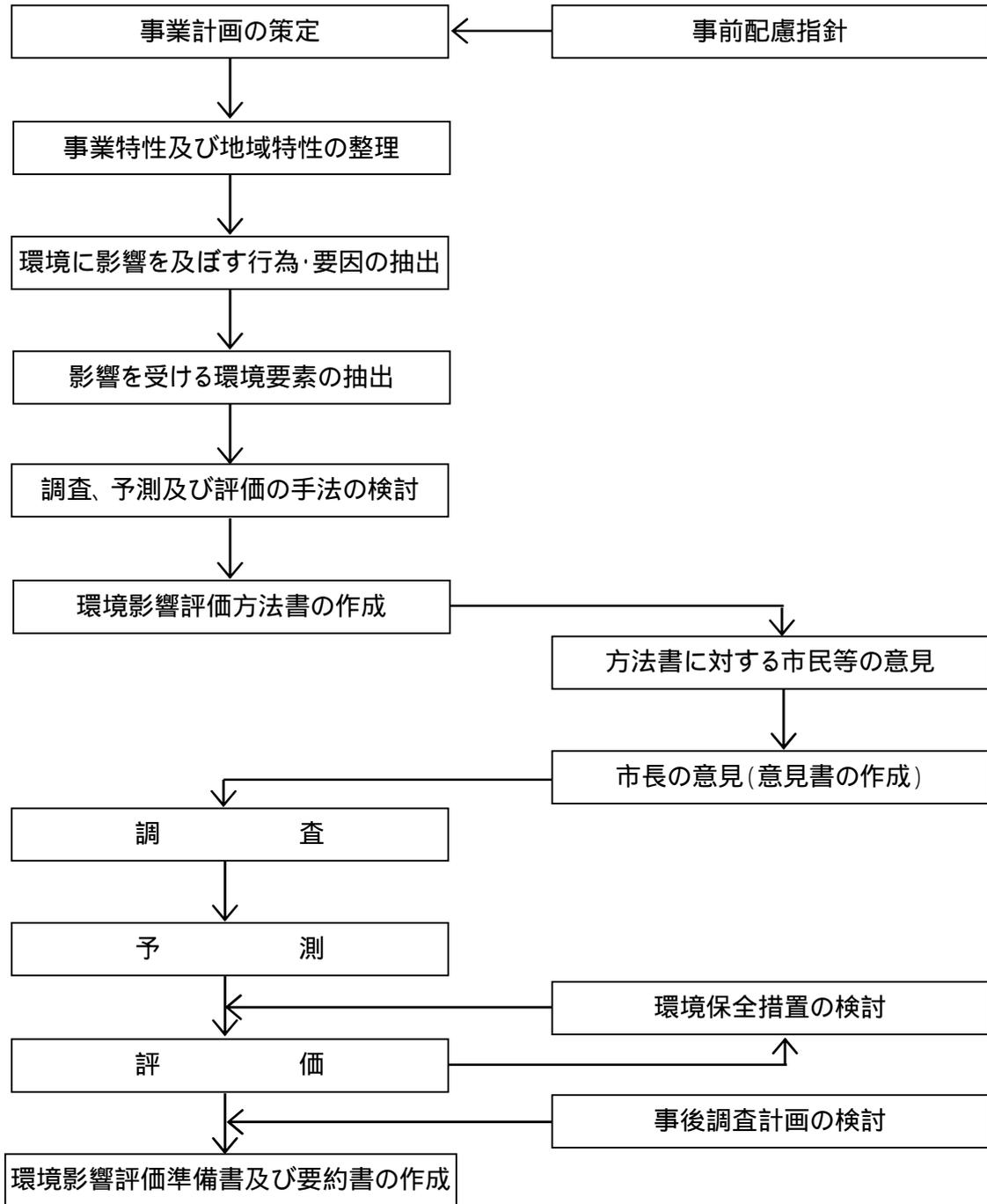
環境基準、環境目標値、関係法令に基づく基準、目標、指針等が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価した。

、を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素との関連についても検討するなど、総合的に評価した。



出典)「平成20年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成20年)

図 1-2-1 環境影響評価の手続きのあらまし



出典)「環境影響評価技術指針」(平成11年名古屋市告示第127号)

図 1-2-2 環境影響評価準備書の作成手順

2-3 準備書作成までの経緯

環境影響評価準備書作成までの経緯は、表 1-2-1 に示すとおりである。

表 1-2-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容	
環境影響評価方法書	提出年月日	平成 21 年 1 月 26 日
	縦覧(閲覧)期間	平成 21 年 2 月 2 日から 3 月 3 日
	縦覧場所 (閲覧場所)	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16 区役所、名古屋市環境学習センター (名工建設株式会社名古屋支店、名古屋中央郵便 局名古屋駅前分室ゆうプラザ)
	縦覧者数 (閲覧者数)	23 名 (3 名)
方法書に対する 市民等の意見	提出期間	平成 21 年 2 月 2 日から 3 月 18 日
	提出件数	1 件
方法書に対する 市長の意見 (方法意見書)	縦覧期間	平成 21 年 5 月 7 日から 5 月 21 日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16 区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	4 名

2-4 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解

(1) 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

環境影響評価方法書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

項目	意見の概要
事業者の名称	<p>[事業者について]</p> <p>名古屋市環境影響評価条例第 42 条（手続の併合）第 2 項では「 2 以上の事業者が相互に密接に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、当該 2 以上の対象事業に係る事前配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、相互に協議して当該手続を行う事業者を定め、その旨を市長に通知しなければならない。」の規定を適用するよう、南地区の事業者：東海旅客鉄道(株)及び北地区の事業者：郵便局(株)、名工建設(株)、名古屋鉄道(株)に対して、市が責任を持って指導すべきである。</p> <p>現に p.2 で「本事業は隣接事業予定地（南地区）とも連携し、具体的に検討を進める。」と宣言しているし、市長意見が送付されてから行うはずの大気質、水質、底質を事前に共同して行ってしまっている。第 4 章の事業予定地及びその周辺地域の概況もほとんどが共通している。このように、調査費用を安上がり仕上げ、環境への影響は、例えば、工事関係車両は同時に走行するため複合影響となるが、このままでは個別に予測・評価し、影響が過小評価される。そのようなことは許されない。市が毅然たる態度を取るべきである。</p>

対象事業の名称、目的及び内容

項目	意見の概要
対象事業の目的	<p>[自動車交通について]</p> <p>名古屋市新基本計画（昭和 63～75 年度）で「都心部への自動車の過度な流入を抑制するなど、公共交通機関優先の原則に立ちつつ」と宣言し、JR ツインビルの環境影響評価手続きで市長は「極力自動車交通量を抑制するため……公共交通機関の利用促進施策を今後さらに積極的に推進していくべきです」としている。</p> <p>こうした状況の中で、愛知県や名古屋市の長期予測で二酸化窒素の高濃度地区とされるこの名古屋駅周辺に、更に自動車交通を集中させ、環境も悪化させる高層ビルの集中立地そのものについて再検討すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>事業者としましては、関係機関と調整し、個別の影響に加え、工事中並びに存在・供用時における南地区との複合的な影響についても予測を行い、参考資料にとりまとめました。</p> <p>ご指摘の大気質、水質及び底質については、既存資料調査結果を記載いたしました。なお、予測に必要な条件を確認するために、平成 20 年 12 月上旬にささしまライブ 24 地区内で気象と大気質の現地調査を行いました。</p> <p>また、本環境影響評価準備書を作成するにあたり、入手可能な最新の資料を用いました。</p>	p.94 ~ 99

事業者の見解	本文対応頁
<p>南地区と一体的に地上 1 階にバスターミナルを集約整備するとともに、デッキレベルの歩行者ネットワークを主軸に、公共交通機関との連絡性向上並びにバリアフリー化によるターミナル機能の強化を図り、自動車交通に頼らない公共交通機関の利用促進を図るとともに、周辺環境に与える影響が極力小さくなるように配慮しました。</p>	p.35, 38, 42, 43 資料編 p.21

項 目	意 見 の 概 要
対象事業の目的	<p>[バックグラウンド濃度の設定について]</p> <p>平成 20 年版名古屋市環境白書でも、二酸化窒素について「自動車排出ガス測定局（11 局）の平均値は 0.027ppm となっています。自動車排出ガス測定局（11 局）は、環境基準を 1 局で非達成であり、環境目標値は全局達成できませんでした。」(p.90)とあるほど、状況は深刻である。ところが、今までの道路アセスメント（環状 2 号線、高速 3 号線高架化）では、二酸化窒素のバックグラウンド濃度として、平成 12 年度の年平均値 0.0175ppm を用いてきた。現実には、一般局の平均でさえ 0.028ppm（自動車排出ガス測定局では 0.034ppm）と、予測の 1.6 倍もの濃度であり、その予測が如何に過小であるかが事実で示され、その状況は依然として同じである。道路事業者が設定し、市がアセス審査会で妥当とした市内の二酸化窒素濃度がこれほど異なったことについて猛省するとともに科学的な解明を行い、今後のアセスメントの審査資料とすべきである。</p> <p>当時のアセスは次の単純比例式であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $P_{75} = (P_{52} - P_0) \times (F_{75} + C_{75}) / (F_{52} + C_{52}) + P_0 = 0.0135\text{ppm}$ 環 2 アセス 1982(S57.9)p.24 <p>添え字は昭和の年度、F は工場、C は車からの NOx 量、P は NO₂ 濃度、P₀ は自然界、家庭等からのバックグラウンド濃度 0.003ppm(市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行すると、$(P_{75} - P_0) / (P_{52} - P_0) = (F_{75} + C_{75}) / (F_{52} + C_{52})$となる ・ つまり、自然界、家庭等からの濃度 P₀を除いた 2000 (S75 = H12) 年度と 1977 (S52) 年度の濃度の比は、2000 年度と 1977 年度の NOx 量の比になるという単純比例式である。 ・ 例えば、基準の 1977 (S52) 年度の NOx 量（工場 + 車）が、将来 0.5 倍になれば、自然界等濃度を除いた NO₂ 濃度も 0.5 倍になるという理論（単純比例式）。 <p>誤差を与えるのは工場からの排出量が車からの排出量が予測をはずれたためである。工場からの排出量が予定以上に減少していることから、車からの排出量に問題があったことは明らかであるが、その内容は車種別の排出係数 × 走行距離 × 走行台数が基本となっている。このどれが、又はどれとどれがどう予測と異なったのか、アセス審査会でも早急に検討し、これからのアセス審査に適用すべきである。</p>
	<p>[自動車流入の抑制について]</p> <p>p.2 対象事業の目的で「名古屋市都心部将来構想」に「名駅回遊まちづくり構想（にぎわい歩行者空間のネットワーク形成）」等の方針が示されていると紹介されているが、この中には「自動車流入の抑制による良好な歩行環境の形成」が明記されていることを記載し、計画立案、環境影響の評価にどう生かすかを明示すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>事業者としましては、関係機関と調整し、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第2巻」(財団法人 道路環境研究所,2007年)等よりバックグラウンド濃度を設定いたしました。</p>	<p>p.124,127</p>
<p>関係機関と調整し、より良い環境になるよう、デッキレベルの歩行者ネットワークを主軸に、公共交通機関との連絡性向上並びにバリアフリー化によるターミナル機能の強化を図り、自動車交通に頼らない公共交通機関の利用促進を図るとともに、周辺環境に与える影響が極力小さくなるように配慮しました。</p>	<p>p.35,38,42,43 資料編 p.21</p>

項 目	意 見 の 概 要
対象事業の内容	<p>[公共交通機関の利用促進について]</p> <p>p.3 事業計画の 基本方針のうち「交通の結節点に相応しいバスターミナル・乗換施設の改善」で「利便性の向上」があげてあるが、「隣接する南地区と一体的に行う事業」だから、南地区の方法書にあるとおり「自動車交通に頼らない公共交通機関の利用促進を図る」ことを明記すべきである。</p>
	<p>[新建築物のイメージ図について]</p> <p>p.5 事業計画の 建築計画で、新建築物のイメージ図があるが、南地区計画も同時に記載して理解しやすいようにすべきである。</p>
	<p>[排水計画について]</p> <p>p.6 排水計画で「工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。」とあるが、もっと正確に記載すべきである。このままでは、どんな排水も全て公共下水道に放流することになる。p.64では「工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流」とある。</p>
	<p>[工事予定期間について]</p> <p>p.6 工事予定期間を、2010 年中頃に解体工事、2011 年中頃に地上躯体工事と決めることは、アセスの精神を無視したものとなる。事務的にそう考えているのは勝手かもしれないが、アセス手続き終了後 年目にどんな作業をすると計画を記載すべきである。</p>

事前配慮の内容

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[地下水汲み上げの工法について]</p> <p>p.7 建設作業の事前配慮として「地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する」とあるが、具体的な工法を明示すべきである。まだ具体的に決まっていなければ、そのように記載すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>南地区と一体的に地上1階にバスターミナルを集約整備するとともに、デッキレベルの歩行者ネットワークを主軸に、公共交通機関との連絡性向上並びにバリアフリー化によるターミナル機能の強化を図り、自動車交通に頼らない公共交通機関の利用促進を図るとともに、周辺環境に与える影響が極力小さくなるように配慮した計画としました。</p>	<p>p.35,38,42,43 資料編 p.21</p>
<p>関係機関と調整し、本環境影響評価準備書では、分かりやすくなるよう南地区の完成イメージ図も併せて記載いたしました。</p>	<p>p.38</p>
<p>工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流します。 供用時の排水は、給排水計画において、具体的に記載いたしました。</p>	<p>p.51,111</p>
<p>計画の内容が分かりやすくなるよう具体的な予定期間として記載いたしました。</p>	<p>p.52</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>止水性のある土留め壁を粘性土層まで打ち込み、地下水の汲み上げ範囲を事業予定地内に留めます。それにより、事業予定地外からの地下水の汲み上げ量を減らすよう計画いたしました。</p>	<p>p.243</p>

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[土壌汚染について]</p> <p>p.7 建設作業の事前配慮として「土壌汚染」について検討していないことは問題である。椿町線アセスで「土壌汚染の地歴はないということで、環境項目としていないが、この地区は、元鉄道操車場であったことから、有害な車両用 PCB 変圧器からの PCB の漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのデイルドリンなどの有機塩素化合物や、その分解によるダイオキシンの発生などにより、土壌汚染の恐れがあるため、検討項目とすべきである。」と意見を出した。それにもかかわらず、事業者としての市は真摯な扱いをせず「椿町線の計画区域には、過去の地歴（土地利用の経歴）から大規模な工場等は存在しておりません。このため、今回の環境影響評価においては、土壌汚染を環境項目としませんでした。なお、笹島貨物駅跡地については、国鉄清算事業団（現鉄道建設公団）にもヒアリングを行いました。土壌汚染はないとのことでした。」と見解を述べただけであった。しかし、その後、土壌から有害物質が検出され大きな問題となったが、全く反省もないし、この経験が全く生かされていない。審査部局としての市も厳格な指導をすべきである。</p>
	<p>[工事関係車両の走行ルートについて]</p> <p>p.8 建設作業の事前配慮として「特定の道路に工事関係車両が集中しないように、運行ルートの分散化を図る。」ことが、環境汚染と安全性の2カ所に記載されているが、こんな都心部の限定された地域で本当に可能なのか、具体的に示すべきである。なお、隣接の南地区アセス方法書ではこの事前配慮事項は記載されていない。</p>
	<p>[地上躯体工事時期について]</p> <p>p.8 建設作業の事前配慮として「地上躯体工事時期を地上デジタル放送の完全移行後にすることにより、アナログ放送による電波障害の影響を回避する」とあるが、そもそも工事予定期間を確定すること自体が問題であることは上記で指摘したが、社会情勢として、地上デジタル放送の完全移行が予定どおりできるかどうかは微妙となっている。その場合でも地上躯体工事時期を地上デジタル放送の完全移行後にするという宣言ととらえれば良いのか。</p>
	<p>[事前配慮の記載内容について]</p> <p>p.8 事前配慮としてのあいまいな記述が多すぎる。建設廃棄物の減量化及び再資源化の項目では6項目全てが「努める」となっている。事前配慮全体でわずか5ページの中に「努める」が17回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>環境影響評価方法書 p.45 に記載のように、地歴調査を行った結果、本事業予定地内には土壌汚染が問題となることはないと考えていますので、事前配慮には記載いたしませんでした。</p>	<p>p.91,111</p>
<p>事業予定地内への工事関係車両の出入については、関係機関と調整し、工事関係車両の出入口を分散して設けることにより、運行ルートの分散化を図りました。</p>	<p>p.54,55</p>
<p>総務省から「2011年7月24日までにアナログ放送は終了し、デジタル放送に移行します。」と公式に発表されています。本事業の地上躯体工事は、この総務省の公式発表を前提にデジタル放送完全移行後に計画しています。</p>	<p>p.52,327</p>
<p>事前配慮に記載したことが実現できるよう、計画を進めてまいります。</p>	<p>全般</p>

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[アスベストについて]</p> <p>p.9 建設作業の事前配慮として「事前に吹付けアスベストの使用の有無を調査し、使用している場合には、…（マニュアルに従って）除去し、…運搬及び廃棄…（マニュアルに従って）適切に行う」とあるが、p.61からの環境影響評価の項目に加え、調査、予測の手法を示すべきである。調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうなるのかなど多くの疑問が残る。</p>
	<p>[フロン類について]</p> <p>p.9 建設作業の事前配慮として「現況施設の解体に伴い生じるフロン類については…（法に基づき）適切に処理する」とあるが、p.61からの環境影響評価の項目に加え、調査、予測の手法を示すべきである。調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうなるのかなど多くの疑問が残る。</p>
施設の存在・供用時を想定した配慮	<p>[排出ガス量の削減について]</p> <p>p.10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「既存の地域冷暖房施設（DHC）の導入により、排出ガス量の削減に配慮する」とあるが、「削減」という以上、現状の解体予定のビルからの排出ガス量と汚染負荷を明示し、今回予定している高さ210m延べ床19万㎡ものビルの冷暖房等の排出ガス量と汚染負荷を比較して説明すべきである。</p>
	<p>[熱源施設について]</p> <p>p.10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「既存の地域冷暖房施設（DHC）の導入により、排出ガス量の削減に配慮する」とあるが、これは名駅前のミッドランドスクエアにあるDHC名古屋（株）のことであり、この地域の排出ガス量の削減できるものではないと思われる。そのホームページでは「負荷の下がる中間期に「名駅東地区」から「名駅南地区」へ熱融通する事により、「名駅東地区」の機器負荷率がアップ、緊急時の熱供給リスクの軽減」とあり、1事業所で冷暖房施設を設置するより、余った時間帯のエネルギーを他に回すと言うことが基本であり、地域全体での総排出ガスはほとんど変わらない。このため、追加される大気汚染物質についての予測、評価を実施すべきである。</p>
	<p>[交通渋滞の防止について]</p> <p>p.10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「交通渋滞の防止」で「適切な車両動線の確保」があげられているが、隣接の南地区アセス方法書にある「新建築物関連車両の発生の抑制に努める」ことを配慮事項に追加すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>アスベストについては、現況施設の調査により、飛散防止措置済みのものが確認されました。解体工事にあたっては、関係法令等に従い適切に対処します。その結果は、事後調査結果報告書(工事中)で記載いたします。</p>	<p>p.272～275</p>
<p>「温室効果ガス等」の項目において、オゾン層破壊物質の中で調査、予測を行いました。</p>	<p>p.279,280</p>
<p>ここでの「削減」とは、個別熱源方式に比べて地域冷暖房(以下「DHC」という。)を導入した方が排出ガスは削減されるという考え方です。 なお、現状の建物、施設は一部しか稼働していませんので、新建築物との排出ガス量の比較は行いませんでした。</p>	<p>p.286～288</p>
<p>本事業においては、JR セントラルタワーズ(以下「タワーズ」という)等に熱供給を行っている既存の地域冷暖房プラントと南地区事業予定地内の新設プラントから温熱の供給を受けるため、新設プラント機能として冷凍機のみ設置し、ボイラーは設置いたしません。</p>	<p>p.51 資料編 p.3</p>
<p>名古屋駅及び地下鉄との歩行者ネットワークを整備することにより、新建築物関連車両の発生を抑制し、交通渋滞の防止を図りたいと考えています。</p>	<p>p.35 資料編 p.21</p>

項 目	意 見 の 概 要
施 設 の 存 在 ・ 供 用 時 を 想 定 し た 配 慮	<p>[廃棄物等の保管場所について]</p> <p>p.11 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（廃棄物の適正処理）として「一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう努める」とあるが、今までのアセス事業でもこうした表現で事業を進め、営業用に賃貸料を取るスペースが必要などの理由で、実現せず、生活環境上の問題も発生する事例があると聞いている。公用のスペースとして明確に位置づけ、確実に設置し、維持管理していくことを明記すべきである。</p>
	<p>[廃棄物等の保管方法について]</p> <p>p.11 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（廃棄物の適正処理）として「厨芥ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する」とあるが、その検討結果なのか p.64 の「環境影響評価項目として抽出しなかった理由」で「厨芥ごみは、腐敗を防ぐため、冷蔵保管を行い廃棄する計画であることから、影響は小さいと考えられる」とある。どこに、どんな規模の冷蔵保管場所を設置し、誰が維持管理するのかを事業計画として明記すべきである。</p>
	<p>[自然エネルギー等の活用について]</p> <p>p.11 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用」で「自然採光の利用促進に努める」があげられているが、隣接の南地区アセス方法書にある「外気を利用した空調システムの導入を検討する。」ことを配慮事項に追加すべきである。</p>

事業予定地及びその周辺地域の概況

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>[既存資料の収集について]</p> <p>p.14 地域の概況で「資料の収集は、平成 20 年 10 月末の時点で入手可能な最新の資料とした」とあるが、気象は平成 14～18 年度（p.47）、大気質は 19 年度の測定結果（p.49）、環境騒音は平成 16 年度（p.52）、道路交通騒音、振動は平成 15 年度（p.54,56）、温室効果ガス等は二酸化炭素が平成 5～18 年度、フロンは平成 2～15 年度とバラバラであり、しかも古い測定結果が多い。名古屋市の環境行政の後退で、道路交通騒音やフロンが 5 年近く調査されていない問題はあるが、この程度で地域の概況把握が終わったとするのは許されない。準備書の段階では平成 20 年度の名古屋市の測定結果を用いて、最新の地域の概況把握とすべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本環境影響評価準備書において、廃棄物等の一時的な保管スペースを記載いたしました。</p>	<p>p.41,278</p>
<p>冷蔵保管場所は、上記に示しました廃棄物等の一時的な保管スペースの中に設置する予定です。 なお、維持管理者については未定ですが、事業者として適切に対応いたします。</p>	<p>p.41,278</p>
<p>具体的な計画については未定ですが、雨水利用、自然採光、自然エネルギー等の促進に努めるとともに、外気を利用した空調システムの導入を検討していきます。</p>	<p>p.288</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本環境影響評価準備書を作成するに当たり、入手可能な最新の資料を用いて、地域の概況を把握いたしました。</p>	<p>p.63</p>

項 目	意 見 の 概 要
社会的状況	<p>[水域利用の概況について]</p> <p>p.23 地域の概況の(3)水域利用で「揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 17 事業場あり、揚水（井戸）の深さは 10～300mの範囲である。」としか記載がないが、隣接の南地区アセス方法書では、南地区内に 1 本の井戸が存在する。こうした井戸が存在することを明記するとともに、連携している事業だから、この井戸の地下水質の状況ぐらいは調査して記載すべきである。</p>
	<p>[道路交通状況について]</p> <p>p.27 道路交通状況で「高速名古屋新宝線」の 12 時間交通量（平成 17 年度）が 42,738 台、その下を走る江川線 17,615 台となっているが、過小評価ではないか。先ほど名古屋高速道路公社がアセス手続きに基づき市に報告し公表された「環境保全上の措置に係る報告」（H20.12.17）では「高速名古屋新宝線」の 12 時間交通量（平成 17 年）が 43,062 台、江川線が 33,174 台と、いずれももっと大きな値が観測されている。</p>
	<p>[地盤に係る法的規制について]</p> <p>p.35 関係法令の指定・規制等で「地盤」について、地下水揚水規制だけが記載してあるが不十分である。名古屋市環境保全条例では同時に、地下掘削工事に関する措置として、（地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置）第 79 条で「地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（地下掘削工事の実施の届出）第 80 条、（地下水のゆう出量等の報告）第 81 条があり、（地下掘削工事に係る指導）第 82 条で「市は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、…必要な指導及び助言を行うことができる。」とされている。今回のように大規模な掘削工事で、この規定を十分踏まえる必要がある。</p>
	<p>[土壌について]</p> <p>p.36 関係法令の指定・規制等で「土壌」について、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時には、過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある」とあるが、その調査結果をどうするのかについての説明が抜けている。名古屋市環境保全条例第 57 条第 2 項では「前項の規定による調査の結果、当該土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるときは、当該大規模土地改変者は、土壌汚染等対策指針に基づき、当該土壌及び地下水の汚染の状況を調査し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。」と定められている。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>p.23 は水域利用の概況を示す項であるため、その存在の状況を文章で示しました。本環境影響評価準備書において、南地区の事業予定地内に井戸が存在する旨を記載いたしました。</p>	p.72
<p>出典としております「平成 17 年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市, 平成 19 年) は、名古屋市全域を一斉に調査したものであり、その調査結果の江川線、西区新道二丁目の交通量を記載しました。</p> <p>なお、本環境影響評価準備書を作成するに当たり、入手可能な最新の資料を用いて、地域の概況を把握いたしました。</p>	p.76,77
<p>ご指摘の箇所につきましては、地域の概況として、地盤に係る法的規制として地下水揚水規制について記述いたしました。</p> <p>なお、本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78 cm²を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合は、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告します。</p>	p.84
<p>ご指摘の箇所につきましては、地域の概況として、土壌に係る法的規制として、大規模な土地(3,000 m²以上) 改変時の調査について記述いたしました。</p> <p>なお、本事業においては、「名古屋市環境保全条例」、「名古屋市環境保全条例施行細則」に従い必要な調査を行い、その結果を名古屋市長に報告します。</p>	p.85

項 目	意 見 の 概 要
自然的状況	<p>[地歴について]</p> <p>p.45 自然的状況の「土壤汚染」で「明治 26 年当時...鉄道敷又は駅舎敷地、明治 30 年...逓信省停車場」という過去の地歴調査結果だけがあるが、名古屋市環境保全条例の「特定有害物質等を取り扱っていた工場等」に該当するかどうかの判断がない。また、「調査の結果、当該土地の土壤又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがある」かどうかの判断もない。こうしたことを確実に実施しないと、椿町線アセスの二の舞となる。有害な車両用 PCB 変圧器からの PCB の漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのディルドリンなどの有機塩素化合物、鉄道停車場につきものの鉛、ヒ素などの現地調査が必要である。</p>
	<p>[PCB について]</p> <p>p.45 自然的状況の「土壤汚染」で「現況施設には、PCB が入っている変圧器や照明器具等が存在するが、漏洩を防ぐためにステンレス容器に入れるなど適切に管理されており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない」とあるが、まずは、その種類、数、PCB 量を明記し、このまま保管を続けるのか、解体工事前に処分するのかを明らかにすべきである。PCB 廃棄物の適正な処理に関する特別措置法では、2016 年（平成 28）年 7 月 14 日までに全ての PCB 廃棄物を処分してしまうことが定められており、いつまでも不安定な保管を続けるべきではない。</p>
	<p>[水質のデータについて]</p> <p>p.45 自然的状況の「水質」で、「調査対象区域周辺として、平成 19 年度に実施した堀川（納屋橋）における pH、DO 及び BOD の調査結果によると」とあるが、出典として「平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」をみると、堀川では「小塩橋」「港新橋」「猿投橋」で調査しているだけである。どのようにして「納屋橋」の調査結果を入手したのかと疑問を感じたが、文章を吟味すると、「(事業者が)実施した」と読み取れる。もしそうであるなら、アセス手続きの精神を踏みにじるものである。本来はどのような項目について、どのような方法で調査をするのか、を議論するのが今回の「環境影響評価方法書」であり、事業者が勝手な判断で事前に調査するのは間違っている。まずは、市の調査でこの水域の調査概要を示すだけにすべきである。</p> <p>p.45 自然的状況の「水質」で、事業者が勝手な判断で事前に調査した結果「環境基準については 3 項目とも満足しているが、環境目標値については DO が満足していない」とあるが、調査方法、調査者、調査日時、などとともに調査結果そのものを記載すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>事業予定地の地歴調査の結果、特定有害物質を取り扱っている工場等は確認されませんでしたので、現地調査は行いませんでした。</p>	<p>p.91,111</p>
<p>環境影響評価方法書に記載された PCB の保管については、改めて事業予定地内の現況施設を再調査した結果、PCB の保管は確認されませんでした。 なお、解体工事にあっては、変圧器等調査を行い、確認された場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号)等の関係法令に基づいて適切に処分を行います。</p>	<p>p.91,111</p>
<p>名古屋市のホームページ(トップページ>事業向け情報>ごみ・環境保全>環境保全>環境の状況>水質関係>平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果(平成 20 年 6 月 6 日発表))における「調査データ等」の中の「公共用水域におけるその他の調査地点結果」におきまして、名古屋市緑政土木局が「納屋橋」を調査地点として pH、DO、BOD、SS を調査していますので、その結果を記載いたしました。</p>	<p>p.94</p>

項 目	意 見 の 概 要
自然的状況	<p>p.45 自然的状況の「水質」で、出典まで明記して、いかにも市の公式調査だと勘違いさせるような手法は許されない。事業者の調査結果を「環境目標値」と比較しているから、その環境目標値が出典にも書いてあるから、出典として間違えではないなどという言い逃れは許されない。出典名を事業者の調査名に変更し、調査方法、調査機関などを記載して科学的に耐えうるようにすべきである。</p> <p>p.45 自然的状況の「水質」で、「堀川(納屋橋)における pH、D0 及び BOD の調査結果によると」とあるが、PCB、カドミウム、鉛、ヒ素、水銀など有害な「健康項目」について記載されていない。出典では市が調査している。この点をまず触れるべきである。</p>
	<p>[底質のデータについて]</p> <p>p.46 自然的状況の「底質」で、「堀川 2 地点で行った調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない」とあるが、事業者がかってに行った調査と思われるので、調査場所、調査方法、調査者、調査日時、などとともに調査結果そのものを記載すべきである。</p>
	<p>[底質データの項目について]</p> <p>p.46 自然的状況の「底質」で、「堀川 2 地点で行った調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない」とあるが、暫定除去基準は、総水銀だけではなく、PCB についても定められている。また、p.45「現況施設には、PCB が入っている変圧器や照明器具等が存在する...適切に管理されており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない」とあることを証明するためにも、底質の PCB 調査を行い、その評価をすべきである。事業者が勝手に事前調査を行うとこのような問題が出てくるのを防ぐために方法書の審査があるはずである。</p>
	<p>[地下水の状況について]</p> <p>p.46 自然的状況の「地下水」で、「15～19 年度...中村区及び西区...地下水調査結果によると...西区では環境基準に適合していない地点が平成 19 年度に 1 地点ある」とあるが、その項目名、濃度、住所を明記して、今回の事業地への影響を判断できるようにすべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述参照)	
<p>出典としております「平成 17 年版名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 17 年)、「平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 平成 20 年)に記載されている結果をここに記載いたしました。</p>	p.94
<p>「平成 17 年版名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 17 年)、「平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 平成 20 年)によりますと、調査対象区域内で底質の調査は行われていませんが、底質の概況として、調査対象区域外の堀川における総水銀及び PCB の調査結果が記載されていたので、その調査結果を記載いたしました。</p>	p.94
<p>ご指摘の項目はシス-1,2-ジクロロエチレン、濃度は概況メッシュ調査で 0.083mg/l、汚染井戸周辺地区調査で 0.090mg/l で環境基準 0.04mg/l を超えていました。また住所はいずれも西区丸野二丁目となっていました。</p>	p.94

項 目	意 見 の 概 要
自然的状況	<p>[地下水汚染の状況について]</p> <p>p.46 自然的状況の「地下水」で、「15～19年度…中村区及び西区…地下水調査結果によると」として、結果が記載してあるが部分的であり、不十分である。この名古屋市の調査だけではなく、地下水汚染として新聞でも大々的に報道された件については、その時々市が公表しているので関係分を記載すべきである。たとえば、トリクロロエチレンの地下水汚染で平成12年3月まで土壌掘削と浄化対策工事を実施した東芝名古屋はこの地区から北北西4kmもない所であり、庄内川の流れに平行した形で地下水脈が続いている可能性がある。そうした汚染された地下水や土壌が問題とならないよう、十分検討すべきである。</p>
	<p>[大気質調査について]</p> <p>p.49 自然的状況の「大気環境の状況」で、大気質について、事業者が行った調査結果を「調査期間中における中村保健所とのデータを比較してみると、強い相関関係にあることがわかった」とあるが、これが正しいとしても、資料-30の「資料12 気象・大気質測定結果及び相関関係の検証」で「強い相関関係にあることが分かった。よって、予測計算を行うときに用いる気象条件や大気質のバックグラウンド濃度は、名古屋地方気象台及び中村保健所の既存資料を収集する事によって求めることにする」と結論づけるのは科学的誤りである。現地調査は平成20年12月3日からのわずか1週間であり、それを同時期中村保健所のデータと比較して、強い相関があるから、1年を通して全て、中村保健所と同じ大気質だと決めつけている。冬場の西北西の風向であればそれも正しそうであるが、夏場の南西の風向では全く違う確立が高い。少なくとも、夏場の現地調査を追加して、中村保健所のデータと比較すべきである。</p>

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項 目	意 見 の 概 要
環境影響評価の項目	<p>[熱源施設の稼働による大気汚染について]</p> <p>p.61 環境影響評価の項目のため、影響要因の抽出をしているが、存在・供用時（事業活動）では、「大気汚染物質の排出（DHCによる増加）」を追加すべきである。</p> <p>p.63 環境影響評価の項目として、大気質（供用時）に「熱源施設（近接するDHC）の稼働に伴い排出される二酸化窒素の影響」を追加すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>「公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市)には、地下水常時監視以外の調査地点として、工場等で地下水汚染が確認された場所における結果が記載されております。本環境影響評価準備書を作成するに当たり、この地点も含めて資料を整理し、記載いたしました。</p>	<p>p.94</p>
<p>冬季の現地調査に加え、同一地点、同一方法で夏季の調査を行い、冬季と同様に名古屋地方气象台、大気汚染常時監視測定局である中村保健所の測定データとの相関について検証を行いました。その結果、予測計算の時に用いる気象条件や大気質の濃度は、既存資料を用いる事について妥当であることが再確認できました。</p>	<p>p.95～99 資料編 p.58</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業においては、タワーズ等に熱供給を行っている既存の地域冷暖房プラントと南地区事業予定地内の新設プラントから温熱の供給を受けるため、新設プラント機能として冷凍機のみ設置し、ボイラーは設置いたしません。</p>	<p>p.51 資料編 p.3</p>

項 目	意 見 の 概 要
環境影響評価の項目	<p>[土壌について]</p> <p>p.64 環境影響評価の項目として「土壌」は環境影響評価の対象から除外してあるが、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時に工場等の設置の状況等を調査した結果からは、有害な車両用 PCB 変圧器からの PCB の漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのディルドリンなどの有機塩素化合物、鉄道停車場につきものの鉛、ヒ素などに汚染されているおそれがあるため、当該土壌及び地下水の汚染の状況を調査する必要がある。</p> <p>p.64 環境影響評価の項目として「土壌」は環境影響評価の対象から除外してあるが、ルーセントタワー評価書 H12.11.17 では、「変電所の解体工事時には、この施設直下における土壌を採取し、PCB の調査を行う。」としている。最低限この程度の調査は行うべきである。</p> <p>[熱源施設の稼働による大気汚染の予測について]</p> <p>p.64 環境影響評価の項目として「大気質（供用時）」は「事業予定地外の DHC から、熱源供給を受ける計画である」ことから、環境影響評価の対象から除外してあるが、事業予定地外とはいえ、DHC はすぐ近くのミッドランドスクエアにあり、そこで新たに負荷される大気汚染物質はこの地域全体としてとらえ環境影響評価の対象とすべきである。</p>
調査予定期間	<p>[調査予定期間について]</p> <p>p.64 環境影響評価の調査予定期間が「方法書に対する市長の意見の送付日から4ヶ月」とあるが、余りにも杜撰すぎる。本来、市長意見が送付されてから行うはずの大気質、水質、底質を事前に行ってしまったことを反省し、少なくとも夏場の大気質調査を行い、周辺大気測定局とのデータの相関を確認すること、水質、底質の項目不足を解消するために必要な期間とすべきである。</p>
調査及び予測の手法	<p>[大気質の既存資料について]</p> <p>p.64 調査及び予測手法の「大気質の調査」で、大気質と気象の調査方法が「大気汚染常時観測局データの整理」「名古屋地方気象台データの整理」とされているだけだが、騒音のように年度を記載すべきである。大気質のように毎年データが変化し、環境基準や環境目標値の適合状況が変わるものは、当然平成20年度のデータを使用すべきである。</p> <p>[熱源施設の稼働による大気汚染の予測について]</p> <p>p.67 調査及び予測手法の「大気質の調査」（供用時）で、「熱源施設（近接する DHC）の稼働に伴い排出される二酸化窒素の影響」を追加すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>事業予定地の地歴調査の結果、特定有害物質を取り扱っている工場等は確認されませんでした。また、新建築物においても特定有害物質を使用する予定はございません。これらのことから、土壌については、環境影響評価の項目として抽出しませんでした。</p>	<p>p.91,111</p>
<p>本事業においては、タワーズ等に熱供給を行っている既存の地域冷暖房プラントと南地区事業予定地内の新設プラントから温熱の供給を受けるため、新設プラント機能として冷凍機のみ設置し、ボイラーは設置いたしません。</p>	<p>p.51 資料編 p.3</p>
<p>大気質につきましては、予測に必要な条件を確認するための現地調査として、夏季の追加現地調査を行いました。その結果、冬季の調査結果と合わせて、名古屋地方気象台、大気汚染常時監視測定局である中村保健所の測定データと相関がある事が確認できました。その他、年間調査が必要な水質、底質などは本事業では調査対象としておりませんので、適切な調査期間と考えています。</p>	<p>p.111 資料編 p.58</p>
<p>本環境影響評価準備書には、既存資料調査として用いた資料の年次を記載いたしました。</p>	<p>p.95～99, 113,114, 119,120</p>
<p>本事業においては、タワーズ等に熱供給を行っている既存の地域冷暖房プラントと南地区事業予定地内の新設プラントから温熱の供給を受けるため、新設プラント機能として冷凍機のみ設置し、ボイラーは設置いたしません。</p>	<p>p.51 資料編 p.3</p>

項 目	意 見 の 概 要
調査及び予測の手法	[振動の現地調査時間について] p.70 調査及び予測手法の「振動の現地調査」で、「道路交通振動は... 6～22 時の 16 時間で行う」とあるが、7～22 時の間違いではないか。6～23 では 17 時間となるし、評価の参考にする値とはほど遠いが、資-23 の道路交通振動の限度では昼間は 7～22 時となっている。

(2) 市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解

環境影響評価方法書に対する方法意見書において、名駅一丁目 1 番計画北地区（仮称）建設事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するほか、次に掲げる事項を踏まえて環境影響評価準備書を作成することが必要であると指摘された。

方法意見書における指摘事項及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

対象事業の内容に関すること

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
対象事業の内容	事業予定地と敷地の範囲の関係がわかりづらいため、わかりやすく記載すること。
	地域冷暖房施設について、既存施設からの接続計画をわかりやすく記載すること。
	既存の施設等における人の流れが多いこともあり、地下階・1階・2階部分の歩行者ネットワークについて、現在及び将来の通行量も含めてわかりやすく記載すること。
	バスターミナルの供用開始時期については、利用者等の安全性に配慮すること。
	緑地については、名古屋駅に近接する事業であるため、名古屋の玄関にふさわしいような緑化に努めること。

事業者の見解	本文対応頁
<p>「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の限度(要請限度)における昼間の時間区分は 7 時～20 時ですが、道路交通振動の現地調査時間は、騒音と整合させ、6 時から 22 時までの 16 時間で調査を行いました。</p>	<p>p.208 資料編 p.51</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本環境影響評価準備書には、事業予定地及び南地区の事業予定地のみを記載することにしました。</p>	<p>全般</p>
<p>地域冷暖房施設について、ネットワークの概念を資料編に記載しました。</p>	<p>資料編 p.3</p>
<p>歩行者の動線計画については、平成 21 年 5 月に実施した交通量調査を基に、現在及び開発後の交通量を資料編に記載しました。</p>	<p>p.369 資料編 p.21</p>
<p>南地区事業者及び関係機関と調整し、利用者等の安全に配慮します。</p>	<p>資料編 p.21</p>
<p>名古屋駅の玄関にふさわしい緑化計画となるよう、南地区事業者と連携し計画をすすめました。具体的には、名駅通や郵便局北交差点に豊かな緑地を整備します。</p>	<p>p.45,46, 373～377</p>

事前配慮の内容に関すること

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
建設作業時及び存在・供用時を想定した配慮	バスターミナルの利用状況について利用者数の量的な把握をするとともに、工事中の仮設バス停の設置場所についても配慮し、その内容を記載すること。
存在・供用時を想定した配慮	ビルへの鳥の衝突回避についても配慮すること。
	2階の歩行者デッキを計画する際には、利用者の安全性などに配慮すること。
	駅周辺の放置自転車が問題となっているので、駐輪場の整備についても配慮すること。

工事計画に関すること

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
工 事 計 画	本工事は隣接事業予定地（南地区）の工事と重複して施工されるため、工事計画の策定にあたっては、事業者間での調整を緊密に行い、周辺環境への影響の低減に努めること。

対象事業に係る環境影響評価の項目並び調査及び予測の手法に関すること

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
大 気 質	気象及び大気質については、事業者が実施した冬季（8日間）の測定だけでは不十分である。四季もしくは夏季も測定を行うこと。また、予測にあたっては、ビルの存在による付近の気流変化も検討すること。
地 盤	地盤については、資料調査だけではなく、現地でボーリング調査を行い予測評価すること。

事業者の見解	本文対応頁
バスターミナルの利用状況、また、工事中の仮設バス停の設置については南地区事業者において把握、調整計画されています。	-
新建築物の壁面は、フィンやルーバーを強調するデザインとすることで、鳥の衝突回避に配慮しました。	p.271
2階の通路部分は屋根等を設けて、安全な空間とします。	p.38,43
「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」(昭和63年名古屋市条例第40号)に基づき適切な駐輪場を整備します。	-

事業者の見解	本文対応頁
工事計画の策定にあたっては、南地区事業者と連絡・調整を行い、周辺環境への影響の低減に努めます。	全般

事業者の見解	本文対応頁
<p>過日に実施した冬季の気象及び大気質の測定に加え、同一箇所でも夏季(平成21年8月)についても同様の測定を行いました。その結果、予測計算の時に用いる気象条件や大気質の濃度は、既存資料を用いる事について妥当であることが再度確認できました。</p> <p>また本事業は、タワーズ等に熱供給を行っている既存の地域冷暖房プラントと南地区事業予定地内の新設プラントから温熱の供給を受ける計画です。</p>	p.95~99 資料編 p.3,58
既存資料に加え、本事業の基本設計を行う上で必要な敷地内で行ったボーリング調査も利用して、予測評価を行いました。	p.233~237

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
景 観	景観については、予測地点に桜通からの眺望を追加し、隣接事業予定地（南地区）と併せて評価すること。
風 害	風害については、風速の平均値だけではなく最大値についても予測を行い、強風域の出現範囲とその値についても記載すること。
安 全 性	工事中の仮設バス停が道路に設置された場合、交通に負荷がかかる可能性が大きいため、平均的な交通量だけではなく、車線数や渋滞に関しても調査すること。
	本事業の供用後、隣接事業予定地（南地区）が完成するまでの間における人の流れについても、安全性の面で予測評価すること。

その他

項 目	方 法 意 見 書 に よ る 指 摘 事 項
全 般	図表の活用や用語解説の記載などにより、市民に十分理解される分かりやすい図書の作成に努めること。
	住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

事業者の見解	本文対応頁
<p>景観の調査地点、予測地点は、主要な眺望点又は不特定多数の人が集まる場所であることを念頭において選定しています。</p> <p>桜通からの新たな予測地点としては、その趣旨から「泥江町交差点」を新たに追加し、南地区の新建築物と併せて予測評価を行いました。</p>	p.251,256,263
<p>風害の予測計算に用いた風のデータは、平均値ではなく日最大平均風速（10分間平均風速の日最大値）の5年間分データ（2004年～2008年）を用いました。よって、強い風の条件を用いて予測を行いました。</p> <p>また、評価を行う際には、日最大瞬間風速の出現頻度に基づく尺度を用いて、事業予定地周辺の強風域を含めた風環境の出現範囲とその値を予測評価しました。</p>	p.292,297～303
<p>仮バス停を設置することによる道路交通に与える影響については、南地区事業者において調査、計画されています。</p>	-
<p>本事業の供用後、南地区が完成するまでの間における人の流れについて、安全性の面で予測評価を行いました。</p>	p.353,369

事業者の見解	本文対応頁
<p>本環境影響評価準備書を作成するに当たり、凡例の判別が分かり難い図表につきましては、カラーを用いてとりまとめました。</p> <p>さらに、用語解説を本編に記載するなど、市民に分かりやすい内容となるよう配慮いたしました。</p>	全般
<p>住民等からのご意見については、内容を十分検討させていただくとともに、今後とも意見の把握に可能な限り努力します。</p>	-